

令和8年5月28日

質疑書に対する回答

高 知 県 知 事

令和8年05月19日付で公告した「環自直第1号 足摺岬展望施設等整備工事」に係る質疑について、下記のとおり回答します。

記

NO	質 疑	回 答	回答日
1	総合評価の評価基準等について 公告（個別事項）第4（2）企業の評価 地域性・社会評価 『県内企業の活用』 元請けが県内企業で工事のすべてを自ら施工する又は全ての一次下請企業が県内企 業も場合 5点となっていますが、メーカーに問い合わせたところ主たる施工はメー カー手配の施工業者が施工を行うため、この項目においては差がつかないので除外 もしくは各社一律 0点となると思われますがどうでしょうか？	『県内企業の活用』について、公告の記載のとおりです。 なお、公告（共通事項）第8（4）エのとおり、自己申請により加点を受け落札者 となった場合、施工状況を施工中及び完了後に確認を行い、その結果、評価基準の いずれの条件にも該当していなければ工事成績評定の減点（－8）措置を行いま す。	令和8年5月28日

その他事項

--